

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき宮古市防災会議が作成する計画であって、市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本市における過去の地震・津波災害の発生状況、平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況等、近年における次の状況等を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波及び家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図りつつ、併せて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 市民の責務

市民は、宮古市地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

第3節 法令に基づく他の計画との関係

この計画は、宮古市地域に係る防災対策として、総合的、かつ、基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等の長が作成する防災業務計画又は岩手県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

〔資料編 1-1-3-1：災害対策基本法（抄）〕

〔資料編 1-1-3-2：災害救助法（抄）〕

〔資料編 1-1-3-3：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る
地震防災対策の推進に関する特別措置法〕

第4節 災害時における個人情報への取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、条例等の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第5節 宮古市防災会議

第1 所掌事務

宮古市防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- 1 宮古市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2 宮古市水防計画を調査審議すること。
- 3 市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

〔資料編 1-1-5-1：宮古市防災会議条例〕

〔資料編 1-1-5-2：宮古市防災会議規則〕

〔資料編 1-1-5-3：宮古市防災会議の構成〕

第2 組織

宮古市防災会議は、会長である宮古市長及び資料編 1-1-5-3 に掲げる委員をもって組織する。

第3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第6節 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市及び広域行政組合は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

市域に係る地震防災に関し、市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次の通りである。

〔資料編 1-1-6-1：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域〕

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

2 市及び広域行政組合

市及び広域行政組合は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑

み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
県 (沿岸広域振興局 宮古地域振興センター)	1 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。 6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害応急対策の実施に関する事。 8 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。 9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。 10 医療及び助産救助の実施に関する事。 11 医薬品及び医療資機材の確保に関する事。 12 被災地域の防疫業務の実施に関する事。 13 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。
県立宮古病院	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保 2 災害時における負傷者等の収容保護及び医療救護

2 市及び広域行政組合

機 関 名	業 務 の 大 綱
市	1 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害予防・応急対策の実施に関する事。 8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。
宮古地区広域行政組合	1 消防業務に関する事。 2 救急救助業務に関する事。 3 ごみ処理及びし尿処理に関する事。 4 災害予防・応急対策の実施協力に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局 (岩手県警察本部、宮古警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 防災関係職員の派遣に関すること。 4 緊急時の住民等の避難誘導及び救助に関すること。 5 被災地の秩序維持に関すること。 6 沈没品及び漂流物に関すること。 7 交通規制に関すること。 8 関係機関との連絡調整に関すること。
東北財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全事業の推進に関すること。 2 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 3 種苗その他営農資材の確保に関すること。 4 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 5 災害資金の融通に関すること。 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局 (三陸北部森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 2 山火事防止対策に関すること。 3 災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急復旧に関すること。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。 2 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。 3 鉱山に関する災害の防止に関すること。 4 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局 (岩手運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。 3 運送関係事業者等に対する協力要請及び輸送命令の発動に関すること。
第二管区海上保安本部 (釜石海上保安部、宮古海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の船舶への周知に関すること。 2 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関すること。 3 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染、海上災害の防止に関すること。

	4 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること。
仙台管区気象台 (盛岡地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報並びに通信施設の整備に関すること。 4 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	1 通信の確保に必要な措置に関すること。 2 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 3 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 4 Lアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関すること。 5 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局 (宮古労働基準監督署)	1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 被災労働者の救済に関すること。 3 被災労働者の就労斡旋等に関すること。 4 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局 (三陸国道事務所、釜石港湾事務所宮古港出張所)	1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 3 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 4 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 5 道の駅の防災拠点化に関すること。 6 災害対策支援に係る調整に関すること。
東北地方環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊 航空自衛隊山田分屯基地	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	1 災害時における通貨の供給確保に関すること。 2 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	1 災害時における医療救護に関すること。 2 災害時における血液の確保供給に関すること。 3 救援物資の配分に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) (株)N T T ド コ モ K D D I (株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)釜石支店	1 災害時における車両による緊急輸送に関すること。 2 緊急及び代行輸送体制の確立並びに貨物の損害防止に関すること。
東北電力ネットワーク (株)宮古電力センター	1 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。 3 電力施設の災害復旧に関すること。
日 本 郵 便 (株) 宮 古 郵 便 局	1 災害時における郵便業務運営の確保に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
(一社)岩手県建設業協会宮古支部	1 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 2 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株) I B C 岩手放送 (株) テ レ ビ 岩 手 (株) 岩手めんこいテレビ (株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手	1 気象予報・警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県北自動車(株) 宮古営業所	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
三陸鉄道(株)	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。

(一社)岩手県高圧ガス保安協会 宮古支部	1 ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。 3 ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)宮古医師会 (一社)岩手県歯科医師会 宮古歯科医師会	1 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会 宮古薬剤師会	1 医療救護に関すること。 2 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 2 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会 (一社)岩手県獣医師会宮古市会	災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林水産関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 4 被災農林漁家に対する種苗その他資材の確保のあっせんに関すること。
商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院 診療所	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
水門施設の管理者	水門施設の防災上の整備及び管理に関すること。
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社 宮古エフエム放送(株)	1 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 2 県知事及び市長からの要請に基づく災害報道に関すること。 3 防災知識の普及啓発に関すること。

第7節 宮古市の概況

第1 位置と地勢

本市は、岩手県の東端ほぼ中央、本州では最東端に位置している。

東は太平洋に面し、名勝浄土ヶ浜を境に、北は隆起式、南はリアス式の海岸線を形成している。北、西、南の三方は、北上山地より連なる山々に囲まれ、太平洋に注ぐ閉伊川など全域が変化に富んだ地形となっている。

気候は、夏季にヤマセ（濃霧）の影響を受けやすいものの、冬季は比較的温暖で積雪も少ない。一方、山間部では標高が高いことから、夏季は冷涼で、冬季は沿岸部に比べ気温が低く積雪も多い。

第2 面積

本市の面積は1,259.15km²で、岩手県総面積の約8.2%を占めている。また、特徴として森林の広さがあり、総面積の約91.8%を占めている。

第3 人口

本市は、平成17年6月6日に宮古市、田老町、新里村の三市町村が合併し、平成22年1月1日には川井村と合併した。国勢調査（2015年）によると、人口56,659人、23,387世帯である。

第8節 東日本大震災の状況・被害の概要

平成23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源として発生した「東北地方太平洋沖地震」は、我が国観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、全国に大きな揺れとともに北海道から東北、関東地方の広い範囲にわたり津波が襲来した。宮古市では、午後3時26分頃に8.5メートル以上の大津波が襲いかかり、死者・行方不明者合わせて517名、全壊家屋5,968棟という、多くの尊い生命と大切な財産を奪い、私たちがかつて経験したことがない未曾有の大災害となった。

ここでは、東日本大震災の主要諸元、宮古市における震災の状況、被害の概要を整理する。

(1) 地震の状況

発生時刻	平成23年3月11日 午後2時46分頃
震源地	三陸沖 (北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東約130km付近)
震源の深さ	約24km
地震の規模	マグニチュード9.0
震度	震度5強：茂市 震度5弱：五月町、鉾ヶ崎、長沢、田老、川井、門馬田代
警報等の発表	平成23年3月11日(14時49分) 津波警報(大津波)の発令 平成23年3月12日(20時20分) 津波警報(津波)に切替 平成23年3月13日(7時30分) 津波注意報に切替 平成23年3月13日(17時58分) 津波注意報解除

(2) 地盤沈下の状況

基準点	高さの変化量 (m)
①本町 (宮古送水場付近)	-0.44
②磯鶏藤原埠頭 (宮古港くん蒸上屋 付近)	-0.5
③津軽石第9地割 (消防団第21分団 屯所付近)	-0.33

(3) 津波の状況

最大波	平成23年3月11日(15時26分)高さ8.5m以上 ※痕跡等から推定した津波の高さ7.3m(盛岡地方気象台発表)
津波遡上高	田老小掘内地区 37.9m(東大地震研究所発表) 重茂姉吉地区 40.5m(東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ発表)
水ひ門の状況 ※警報発表時	閉鎖水ひ門数 111箇所(宮古地区93箇所、田老地区18箇所)

(4) 津波浸水域の状況

津波浸水域	10平方キロメートル(国土地理院調べ) ※建物用地・幹線交通用地のうち、21パーセントが浸水
-------	---

(5) 組織体制の状況

宮古市災害対策本部設置 平成23年3月11日(14時46分)

宮古市災害対策本部廃止 平成24年8月31日(17時00分)

(6) 人的被害(平成24年11月6日現在)

死者	517人	うち死者 407人
		うち死亡認定者 110人 ※1
負傷者	33人	
行方不明者	94人	死亡認定者 ※2

※「死者欄」及び「行方不明者欄」の死亡認定者は重複している。※1と※2の差16人は、死亡認定の届出後に遺体またはDNA鑑定で行方不明者本人と特定された方の人数である。

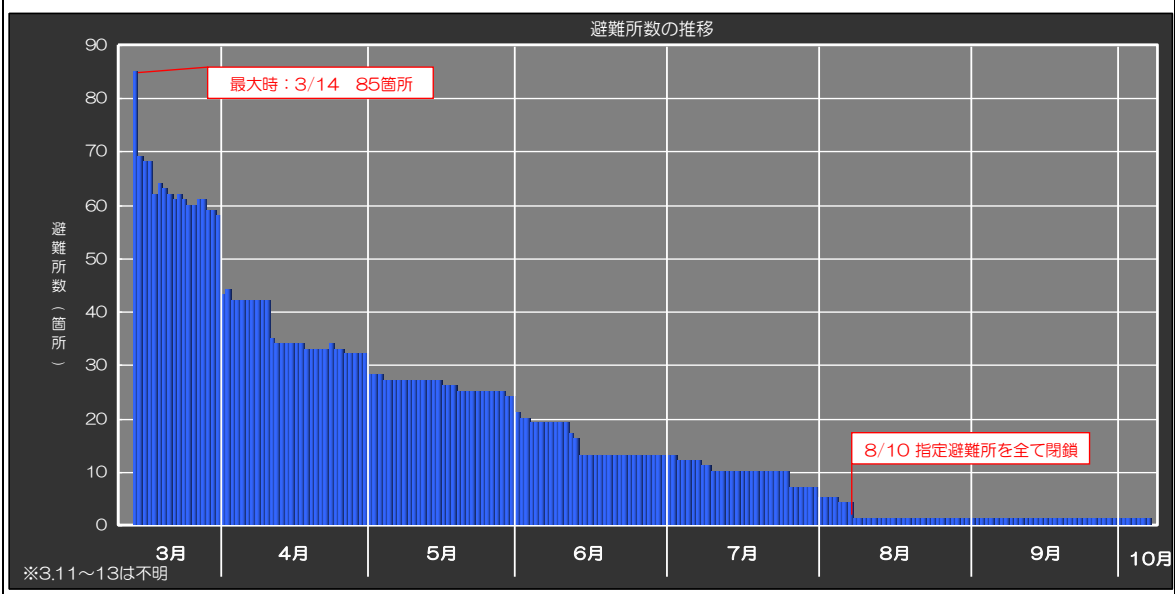
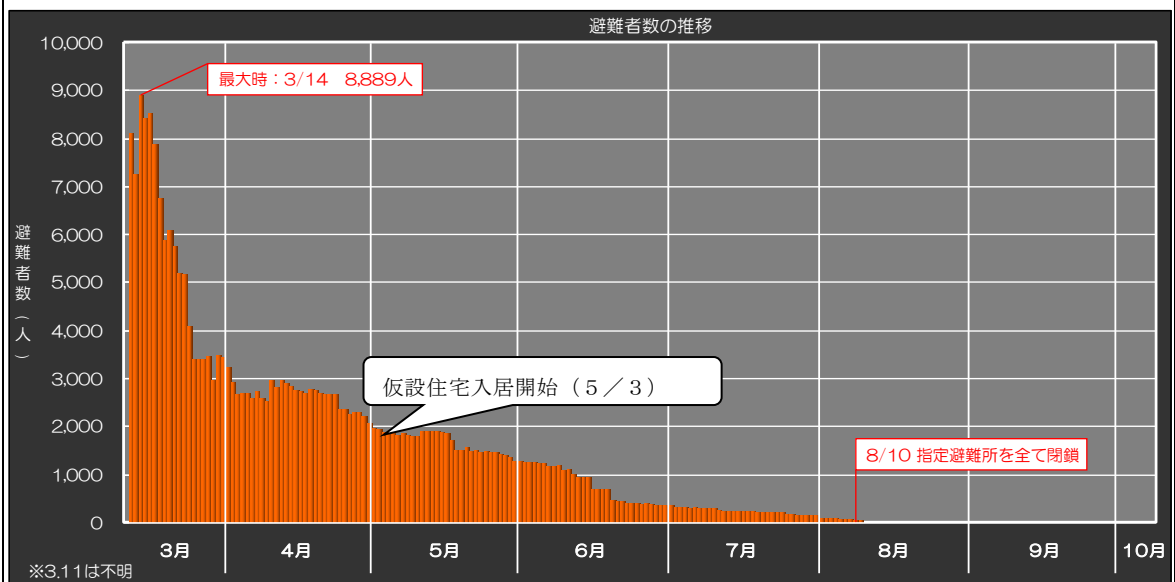
(7) 住家等被害(平成24年8月31日現在)

地区	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
宮古地区	1,884	993	845	401	4,123
鉾ヶ崎地区	1,014	27	25	46	1,112
崎山地区	130	8	11	34	183
花輪地区			4	17	21
津軽石地区	1,010	244	201	73	1,528
重茂地区	376	15	9	14	414
田老地区	1,550	48	77	16	1,691
新里・川井地区	4	0	2	10	16
計	5,968	1,335	1,174	611	9,088

(8) 避難の状況

避難指示発令	平成23年3月11日 14時49分
避難指示解除	平成23年3月13日 17時58分
避難指示対象	5,277世帯(12,842人)
避難者数	【最大時】85箇所、8,889人
避難者対応	食事提供、炊き出し(一部避難所)、給水提供、毛布提供、日用品等提供、仮設トイレ設置(一部避難所)、入浴支援(一部避難所)、医療提供(医療チーム・宮古医師会)、衛星携帯電話等設置(一部避難所)など

避難者数及び避難所数の推移



第9節 前提とする地震・津波災害

東日本大震災は、従前の国・県等による被害想定をはるかに超える結果となった。このことを踏まえ、県では、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進めているところである。

本市においては、県等の新たな被害想定が発表されるまでの当面の防災対策について、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去の最大クラスの高溝型の地震・津波並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の津波浸水想定を前提とする。

なお、津波のみならず、地震の強い揺れによる災害についても、過去の災害履歴等に基づき、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱及び河川沿いの低地等では震度6強程度となるような、市域の直下を震源地とする大規模な地震が発生することを前提として、災害に対する予防及び対策を構築するものとする。

また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した避難指示の発令体制などの避難に関する対策も検討する。

※ 津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。

1996年（明治29年）6月15日の明治三陸地震津波では、地震の揺れは震度3程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。

※ 遠地津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本市沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。

なお、本計画においては、津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

〔資料 1-1-9-1：過去の主な災害記録〕